

感 対 第 1 4 6 8 号
令 和 6 年 1 0 月 2 5 日

一 般 社 団 法 人 山 梨 県 医 師 会 長
一 般 社 団 法 人 山 梨 県 民 間 病 院 協 会 長 殿
一 般 社 団 法 人 山 梨 県 官 公 立 病 院 等 協 議 会 長
山 梨 県 保 険 医 協 会 長

山梨県感染症対策センター
感染症対策グループ感染症対策監
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和6年度における請求事務の取扱いについて（依頼）

平素より、感染症対策等に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の治療薬及び入院医療費については、別添の令和6年10月3日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う請求事務の取扱いについて（その2）」などにより、公費支援の請求事務を速やかに行っていただけるよう、公益社団法人日本医師会等あてに周知のお願いがされているところです。

この公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応として、令和6年度限りとなっており、執行手続の関係上、令和7年1月診療分の請求時期が最後の機会となります。

また、令和7年度以降の国の方針が定まっていないため、支払い不能等により請求事務に支障が生じる可能性があります。

つきましては、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行っていただきますよう、会員の皆様への御周知をお願いいたします。

感染症対策推進
TEL055-223-1505